



社会福祉協議会における 権利擁護支援の取り組み

ふれあいネットワーク

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部長 高橋 良太

内 容

1. 社協における権利擁護支援
2. 日常生活自立支援事業と成年後見制度についての取組の現状
3. 社協における権利擁護体制構築に向けた基本的な方針
4. 国研修・K-ねっとから見えた課題
5. まとめ



1. 社協における権利擁護支援

社協の使命、活動原則と権利擁護支援の取り組み

社協の使命(市区町村社協経営指針)

市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、**地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み**、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「**ともに生きる豊かな地域社会**」づくりを推進することを使命とする。

社協の活動原則(新・社協基本要項)

- ①住民ニーズ基本の原則
- ②住民活動主体の原則
- ③民間性の原則
- ④公私協働の原則
- ⑤専門性の原則

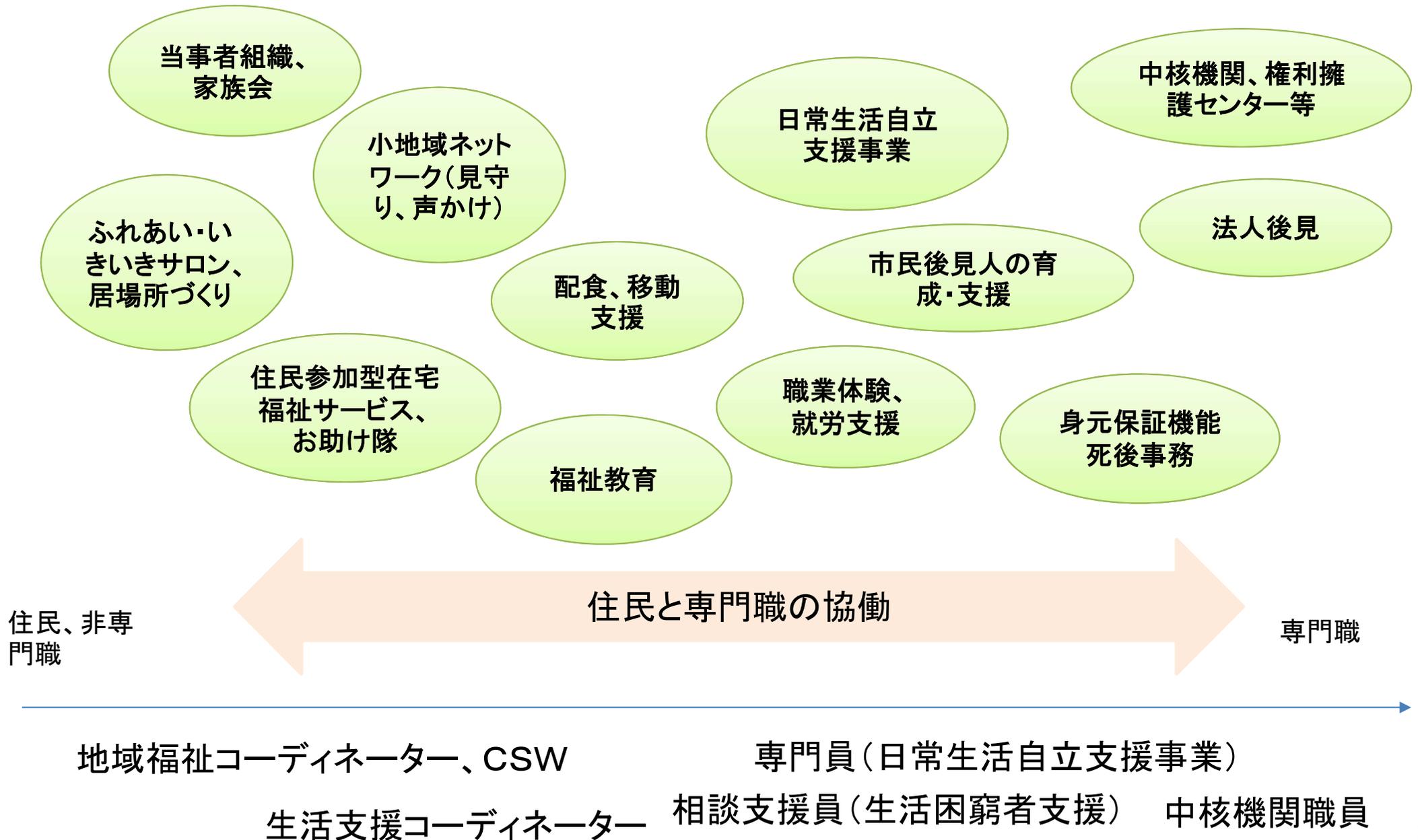
活動の特徴

- ⇒住民のニーズを把握し、そのニーズに立脚した活動を進める。
- ⇒一人のニーズから地域全体の課題を考え、住民と一緒に問題解決に取り組む。
- ⇒幅広い公私の福祉関係者、多分野と連携・協働する。(プラットフォーム)

社協における権利擁護の取り組み

誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる地域づくり

社協が関わる事業・活動と権利擁護支援





2. 日常生活自立支援事業と成年後見制度についての取組の現状



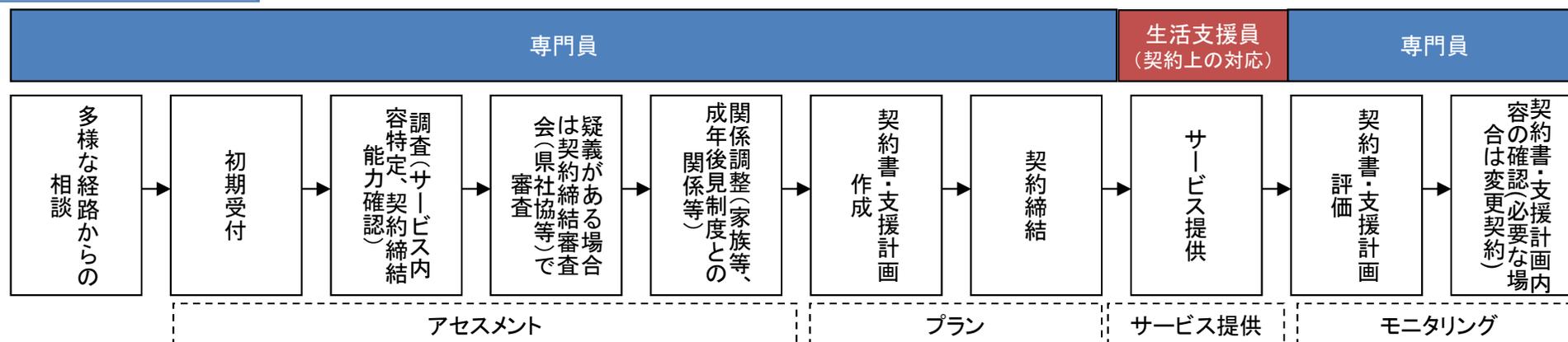
担い手と役割

- 1,539箇所の基幹的社協等に3,544人の**専門員**と16,333人の**生活支援員**を配置。
(令和2年3月末現在)
- **専門員**は、相談の受付、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約締結業務、生活支援員の指導等を行う。
- **生活支援員**は、専門員の指示を受け具体的な援助を提供する。

援助の方法（基本方針）

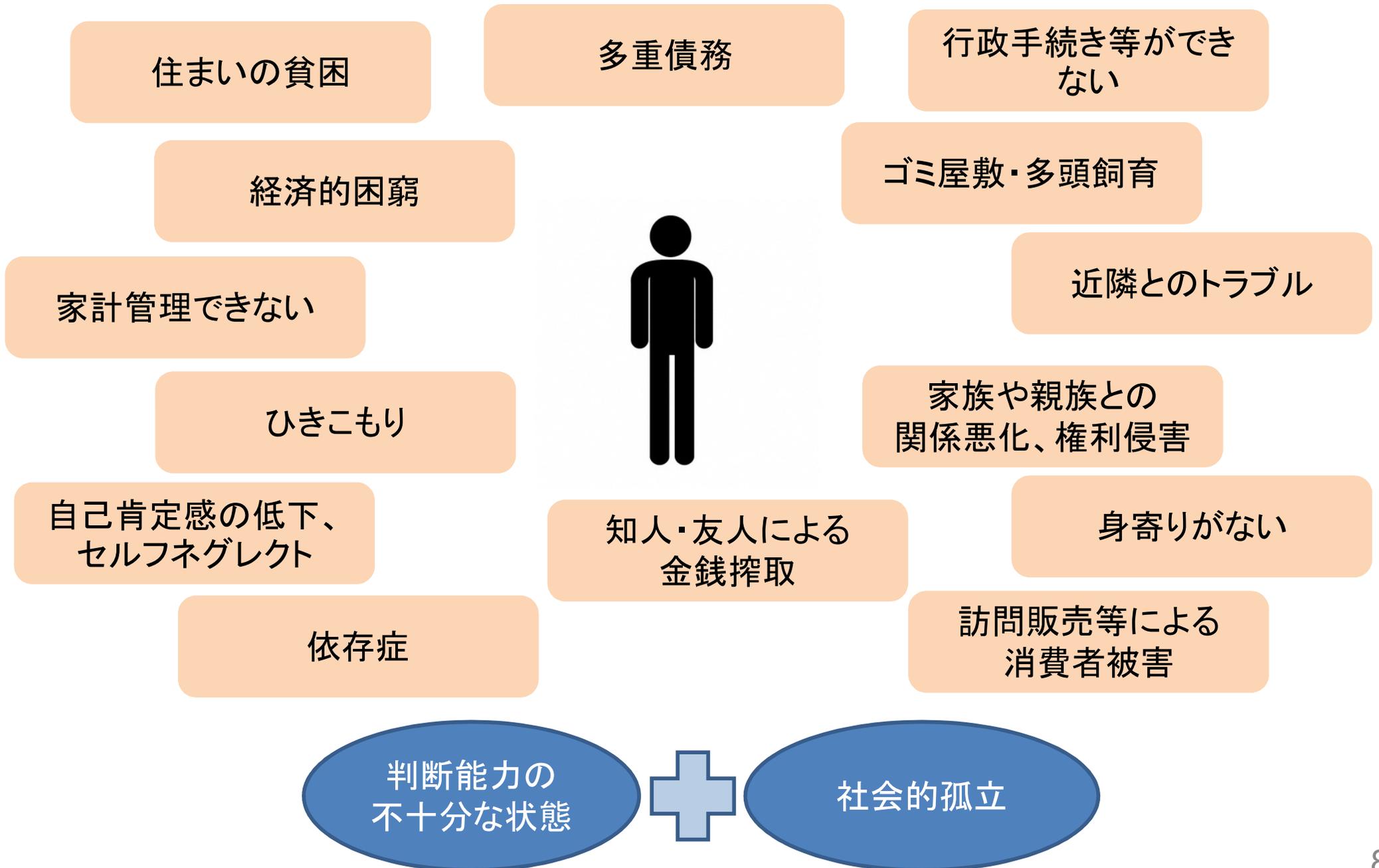
- 「相談・助言・情報提供」「連絡調整」を中心に、利用者が自ら各種手続きを行えるよう援助する。
- 必要に応じて「代行」「代理」による援助を行う。「代理権」の範囲は限定的なものとして、利用者と実施主体の間で交わす契約書に定める。(契約締結審査会に諮り慎重に対応する)

援助のプロセス

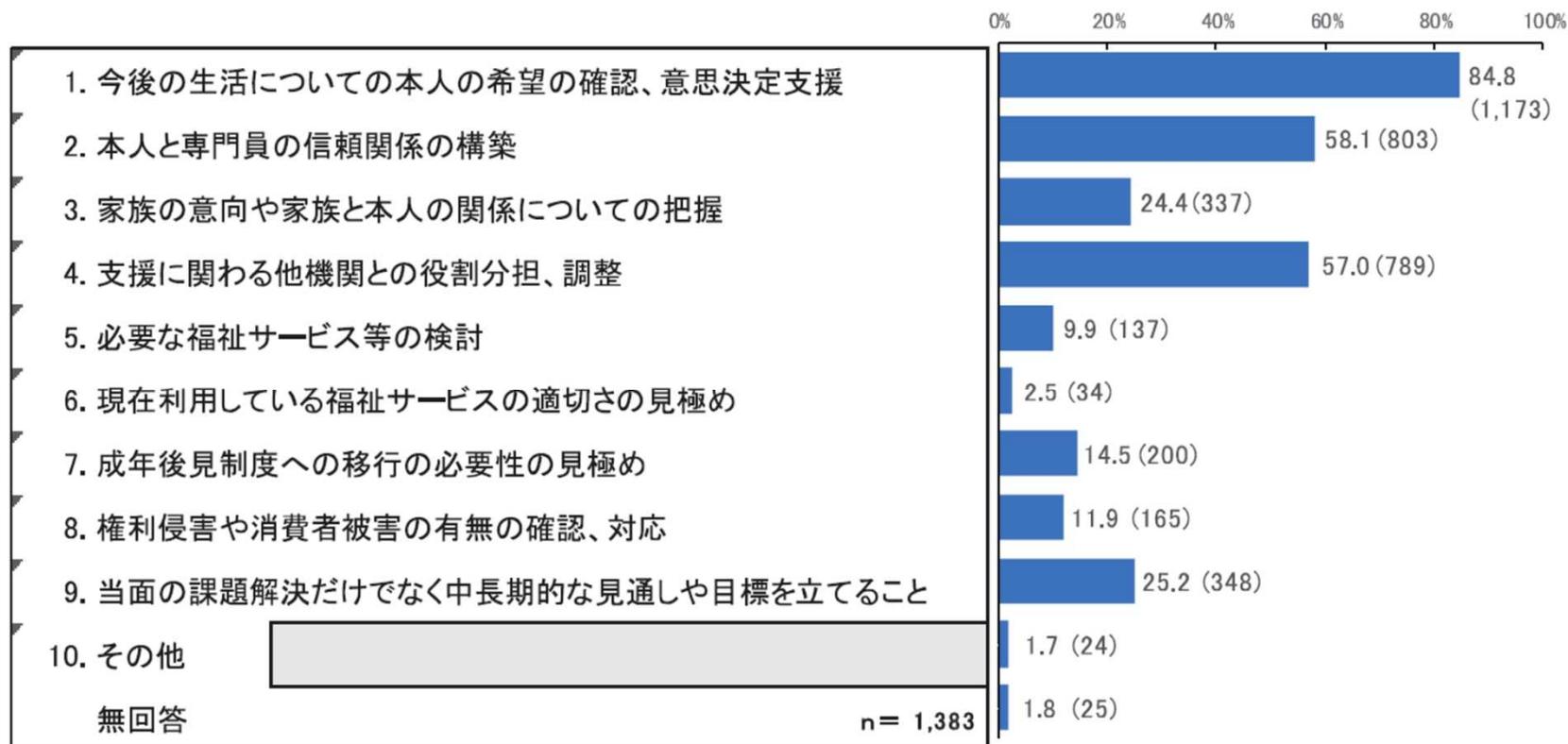


* 介護保険法、障害者総合支援法のケアマネジメントと同様のプロセス

日常生活自立支援事業で出会う利用者



利用者との契約に至るまでの過程において専門員が重視していること



日常生活自立支援事業実態調査(H30 全社協)

初回相談から契約までにかかった期間

- 1カ月未満・・・15%
- 1か月以上3カ月未満・・・43%
- 3カ月以上6カ月未満・・・26%
- 6カ月以上1年未満・・・10%
- 1年以上・・・6%

利用状況調査(R2年7月 全社協)

「福祉後見」とは

⇒福祉的ニーズに応える後見のあり方をめざす

⇒成年後見人等ひとりに頼るのではなく、ネットワークで支える

「福祉後見」がめざすもの

- ①成年後見制度を福祉的観点からより使いやすいものにしていくこと(狭義の福祉後見)
- ②成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を含め、幅広く、判断能力が不十分な人の権利擁護を支える社会資源を、フォーマル、インフォーマルを問わず豊かにしていくこと(広義の福祉後見)

「福祉後見」の視点

- ①自立支援の視点
- ②チームによる支援、ネットワークの視点
- ③アウトリーチの視点
- ④公共性の視点

● 法人後見の特性が活かされる事例

- ・個人による後見では対応が困難であると思われる事例
(例:複合的な課題を抱える世帯、頻繁な関りが必要、長期にわたる支援が必要、生活支援のための関係調整が多岐にわたる 等)

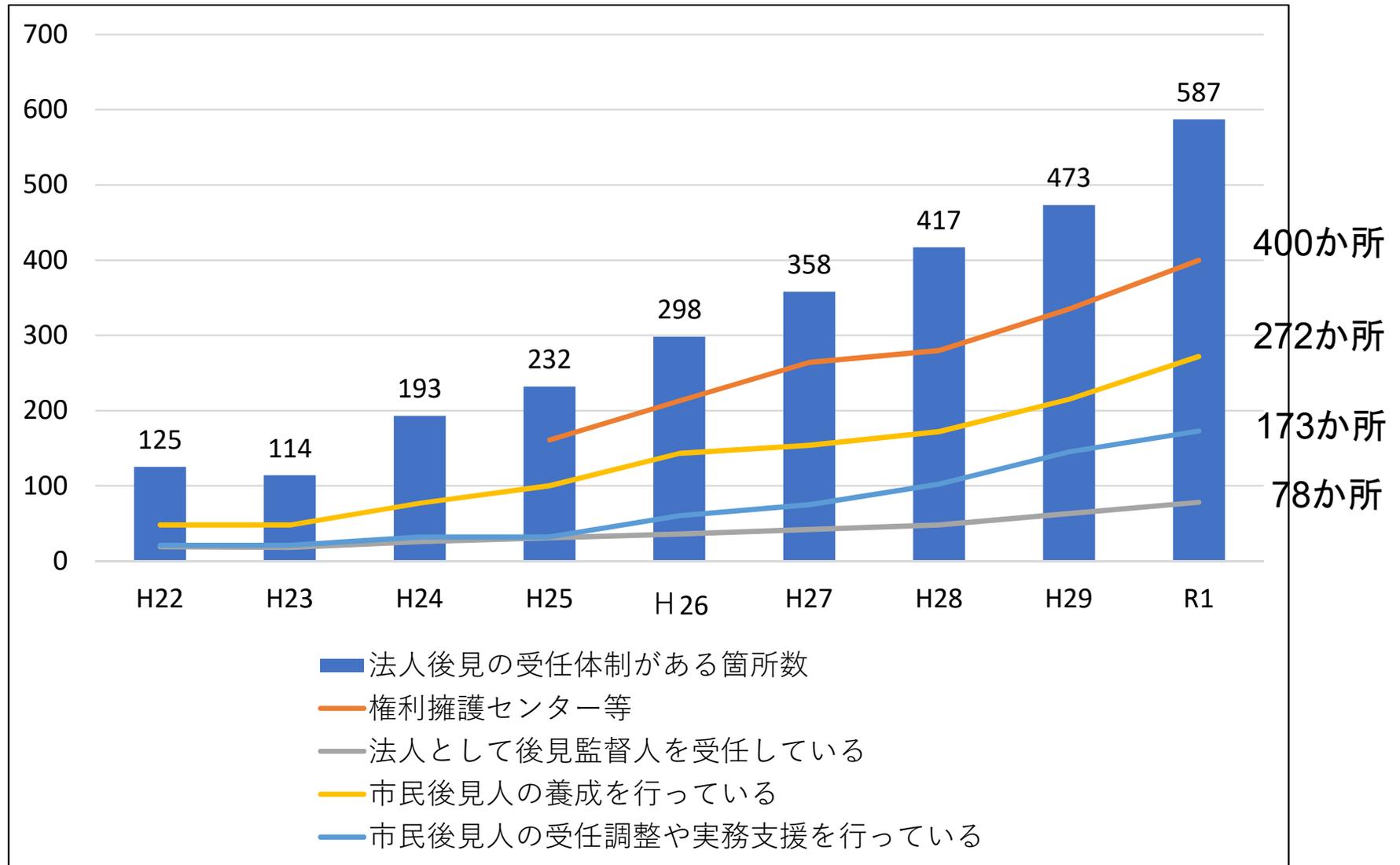
● 社協が持つ専門的機能が活かされる事例

- ・社協が培ってきた地域のネットワークを活用することで、本人にとってより質の高い後見が期待出来たり、そのことによって地域福祉の推進に資することができる事例

● 社協が持つミッションを具現化する事例

- ・本人の安心安全確保のために早急な後見開始が必要であるにも関わらず、親族や専門職ではそのなり手が確保できない事例
- ・収入・資産が乏しく、後見報酬が負担できない事例

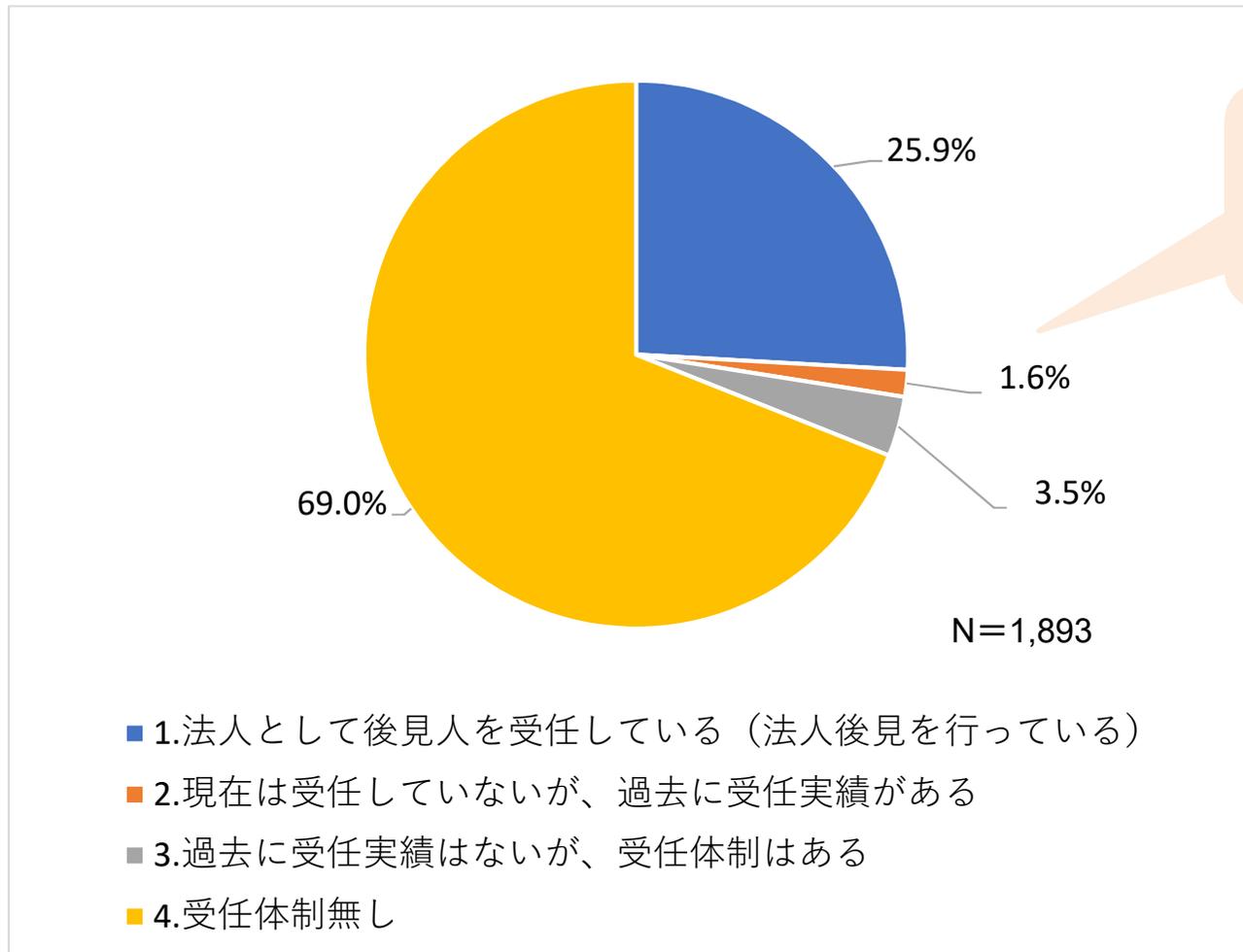
社協における成年後見制度への取り組み(推移)



法人後見の受任状況

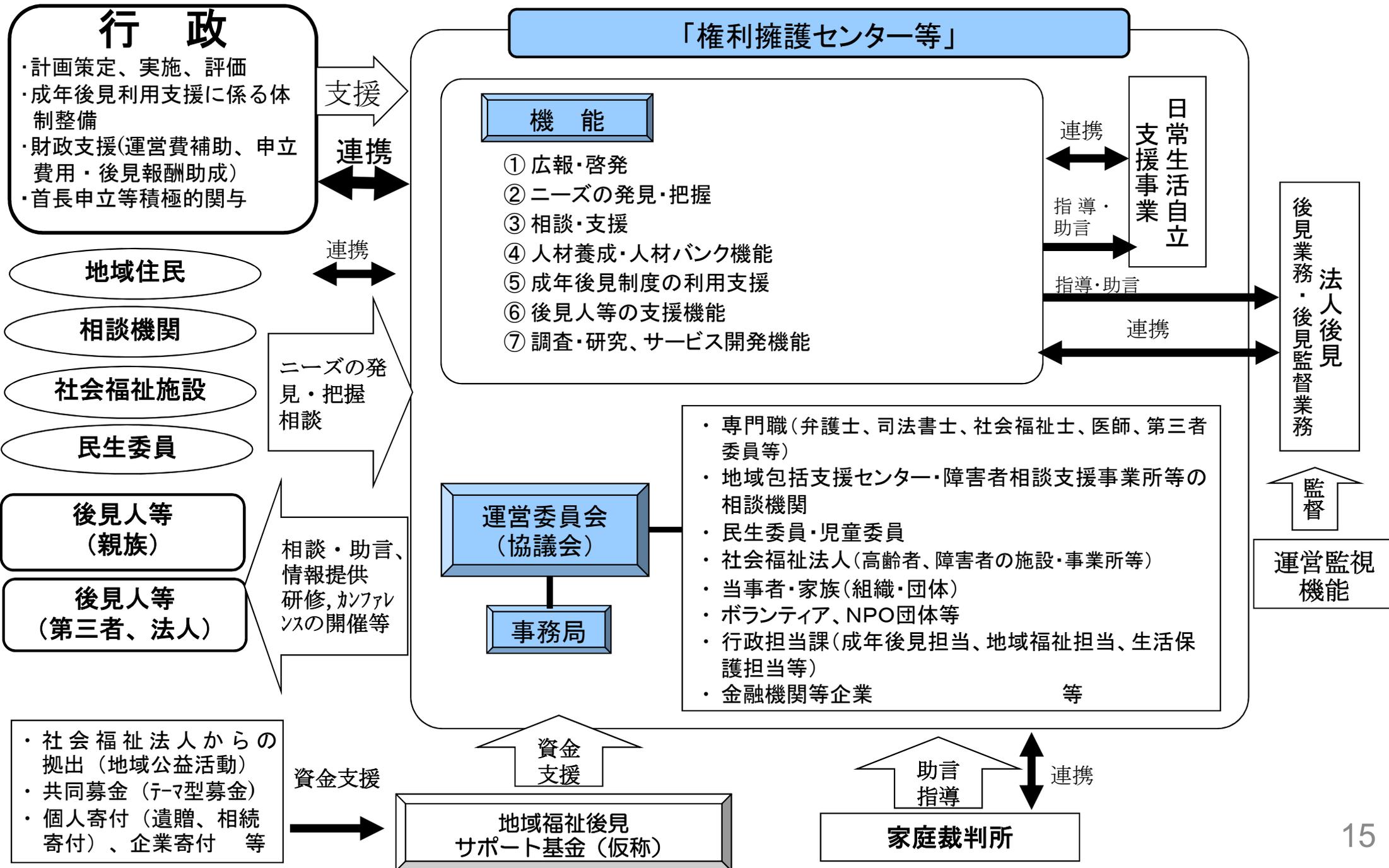
令和元年度 社協における成年後見の取り組み状況に係る調査

令和元年9月末現在





3. 社協における権利擁護体制構築に向けた基本的な方針



成年後見制度利用促進における社協の取り組みと 地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策



平成30年3月30日全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会(今後の権利擁護体制のあり方検討委員会)

I 社協がめざす地域における総合的な権利擁護体制

1. 社協における権利擁護の取り組み
2. 地域における総合的な権利擁護体制の構築

II 社協の成年後見制度利用促進の取り組みに関する基本的考え方

1. 基本的な考え方
 - (1) 社協の取り組みを生かして積極的に役割を果たす
 - (2) 日常生活自立支援事業における意思決定支援の意義
2. 市区町村社協、指定都市社協の役割と取り組み
 - (1) 市町村計画の策定に参画する
 - (2) 地域連携ネットワークにおいて役割を果たす
 - (3) 中核機関の受託をめざす
 - (4) 行政とのパートナーシップの構築
 - (5) 家庭裁判所との連携と役割の確認
 - (6) 社協における権利擁護支援に関わる取り組み、総合相談体制の強化
3. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携
 - (1) 成年後見制度への円滑な連携
 - (2) 社協による法人後見に取り組む
4. 都道府県社協による市区町村社協の支援

中核機関の設置・受託を通じて、総合的な権利擁護支援体制をめざす

III 今後の取組課題・検討課題(全社協の取り組み)

成年後見制度利用促進における社協の取り組みと 地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策



平成30年3月30日 地域福祉推進委員会 今後の権利擁護体制のあり方検討委員会

成年後見制度利用促進基本計画

【基本的な考え方】

- ①ノーマライゼーション
- ②自己決定の尊重
- ③身上保護の重視

【施策の目標】

- ①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める
- ②権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- ③後見人等による不正防止の徹底
- ④被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 地域連携ネットワークの中核機関

地域の中で、尊厳を持って
その人らしく安心して生活
を送るための権利擁護

地域における 総合的な権利擁護体制の構築

日常生活自立支援事業や権利擁護センター等の取り組みを生かし、
成年後見制度利用促進にかかる取り組みを積極的に推進

◆ 市町村計画の策定への参画

・関係機関・団体とともに、行政に対して地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等にかかる協議を働きかけ、計画策定に積極的に参画する。

◆ 地域連携ネットワークでの役割発揮

・権利擁護センターや日常生活自立支援事業の経験を生かし、地域連携ネットワークにおいて積極的に役割を発揮する。

◆ 中核機関の受託をめざす

・行政とのパートナーシップを築きながら体制整備を進める。
・家庭裁判所との役割分担の確認、連携を図る。

4. 国研修・K-ねっとから見えた課題

成年後見制度利用促進体制整備研修の実施



令和元年度～2年度 受講状況

		基礎研修	応用研修	都道府県担当者研修
令和元年度	受講者数	651人	447人	81人
	受講自治体数	364自治体	263自治体	47自治体
令和2年度	受講者数	1,058人	881人	104人
	受講自治体数	746自治体	453自治体	47自治体
合計	受講者数	1,709人	1,328人	185人
	受講自治体数	877自治体	552自治体	47自治体

- 自治体・中核機関職員を対象とした基礎研修・応用研修及び都道府県担当者研修を開催(厚生労働省委託事業)し、2年間で3,222人(基礎:1,709人、応用:1,328人、都道府県研修:185人)が受講。
- 令和2年度はオンライン研修(動画配信及びzoomによるライブ配信)に切り替えたことにより、受講希望者が大幅に増加し、当初予定の定員を拡大して実施。
- 旅費がかからず、移動時間の負担も軽減されることから、中山間地や島しょ部からの参加も増加した。

権利擁護支援体制整備に関する全国相談窓口「K-ねっと」の開設



- 成年後見制度利用促進基本計画では、全国どの地域においても必要な人が制度を利用できる地域の権利擁護支援体制づくりを進めている。
- 一方で、このような体制づくりの進め方に関する相談先がなかったり、また中核機関等の市町村体制だけでは対応しにくい課題もある。
- そこで、自治体や中核機関等からの二次的な相談を受け、専門的な助言を行うことにより全国的な相談体制を強化するため、相談窓口となる「権利擁護支援体制全国ネット(通称:K-ねっと)」を令和2年10月から開設した。(厚生労働省委託事業)

<相談の流れ>

STEP1

例えば、

- 研修通りに進めてもうまくいかない…
- 先進事例を教えてください…
- 〇〇との連携をどうしたらよい？
- 対応に困っているケースの助言がほしい。

といった地域の権利擁護支援体制づくりに関する困り事があれば、ご相談ください。

市町村・都道府県・中核機関の職員など、どなたでも相談していただけます。電話でもメールでも、まずはお気軽に相談して下さい。

自治体・中核機関

①相談 ②助言

K-ねっと

STEP2

●「K-ねっと」が有している情報から、助言や事例紹介等の対応を行います。

●また、必要に応じて、各専門知識を有したアドバイザーにも専門的な助言を仰ぎながら、実践に即した助言等を行います。

- 専門相談員(アドバイザー)
 - ・日本弁護士連合会
 - ・成年後見センター・リーガルサポート
 - ・日本社会福祉士会
 - ・自治体職員

連携

厚生労働省
成年後見制度利用促進室

お問合せ・ご相談は こちらまで

受付時間：月～金
午前9時30分～午後5時30分

全国相談支援体制強化事業

権利擁護支援体制全国ネット：K-ねっと

(厚生労働省委託事業、運営：社会福祉法人全国社会福祉協議会)

☎ 03-3580-1755

✉ k-net@shakyo.or.jp

K-ねっと実績、相談内容例

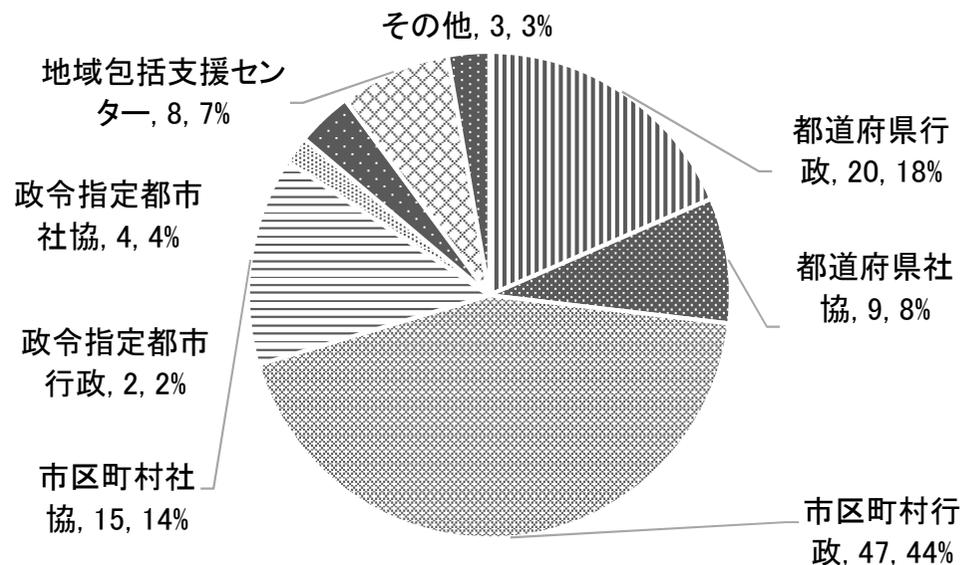


【相談件数】

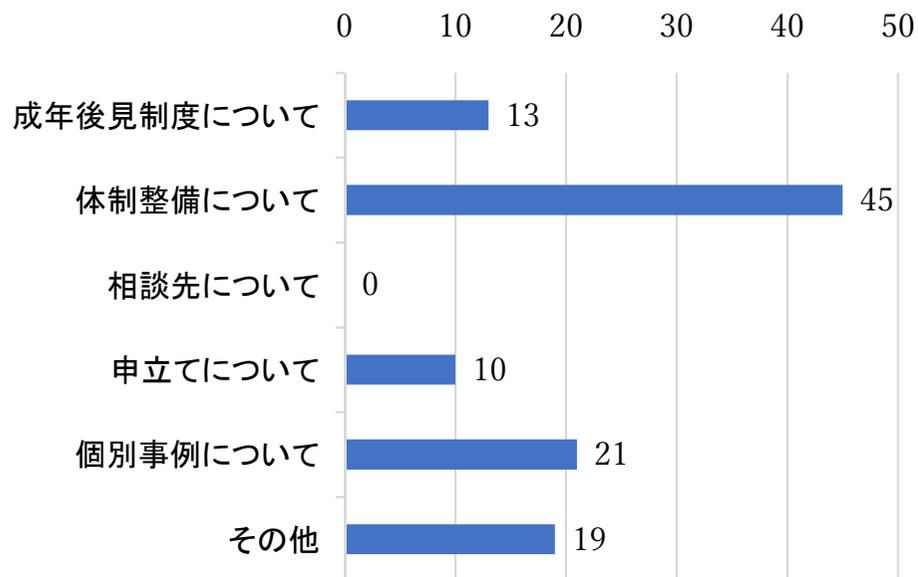
令和2年10月27日～令和3年2月28日

令和2年10月	8件
11月	38件
12月	21件
令和3年1月	25件
2月	16件
計	108件

【相談者】



【相談内容】



【相談内容例】

- ・中核機関の機能について、どこから整備していったらよいか。
- ・中核機関の委託費額について、他の自治体はどれぐらいで予算化しているのか。
- ・(専門職が少ない地域において)協議会のメンバーに必ず専門職が入る必要があるか。
- ・市民後見人に対する報酬助成の基準を設けている自治体はあるか。
- ・(個別事例について)首長申立をすべきか。

K-ねっとの相談を通じて見えてきた課題

1. 自治体担当者や中核機関職員のバックアップ体制、都道府県による支援の必要性

- ・人口規模が小さい自治体を中心に、地元で専門職に気軽に相談できる体制が整っていない地域があり、担当者や中核機関職員が対応に苦慮している状況がある。
- ・都道府県がバックアップセンターを設置したり、専門職のネットワークを構築している例もあり、重層的に体制整備を進めていくうえで、都道府県の役割を強化する必要があるのではないか。

2. 庁内連携や行政・社協間の連携、多機関との連携・協働

- ・権利擁護支援を必要とする人への支援にあたっては、多機関の連携・協働が必要であり、庁内連携及び日常生活自立支援事業を実施する社協との密接な連携が必要である。また、各市町村において、権利擁護支援のニーズへの対応も含めた包括的支援体制の構築が必要である。

3. 家庭裁判所との連携

- ・行政や中核機関、家裁との関係づくりが全国的に進みつつあるが、なかには自治体担当者や中核機関が家裁に相談することについて気兼ねを感じている状況がある。

4. 首長申立てに関する課題

- ・自治体として首長申立の経験が少なかったり、相談できる専門職が身近におらず、行政としての判断に担当者が苦慮している状況がある。

K-ねっとの相談を通じて見えてきた課題

5. 利用支援事業に関する課題

- ・自治体によって実施要綱の内容等に差があり、統一的な考え方が無いため、個別事例での運用に悩む担当者が多い状況がある。

6. 総合的なアセスメント力の向上

- ・複合的な課題を抱える世帯の相談や虐待が疑われる事例への対応に苦慮している状況が見られる。中核機関職員等が適切に方針検討を行えるよう、情報収集やアセスメントのスキルアップが必要である。

7. 権利擁護支援に関する適切な理解

- ・成年後見制度について、本来の役割が十分理解されておらず、「支援者が困っていること」を成年後見人等に解決してもらうために制度利用を検討する例等も見られた。意思決定支援に関する研修も含め、福祉関係者全体での適切な理解促進が必要である。

8. 協議会の効果的な運営

- ・協議会を立ち上げた後、具体的にどのように機能させていくのかが課題になっている状況がある。協議会の目的の明確化や共有、構成員の主体的な参画等を推進する必要がある。また、既存の会議体の活用等、柔軟な設置・運営を引き続き推進することも重要と思われる。



5. まとめ

地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた課題①

- ① 成年後見制度利用促進(中核機関・地域連携ネットワークの整備
+市民後見人・法人後見の推進、日常生活自立支援事業の実施等)
- ② 市町村域における成年後見制度利用促進を推進するための
都道府県におけるバックアップ体制整備(専門職が少ない地域等)
- ③ 地域における包括的支援体制の中での権利擁護支援の仕組みづくり
- ④ 権利擁護が必要なニーズを発見・把握する仕組みづくり(アウトリーチ)
- ⑤ 権利擁護支援が必要な利用者を地域で支える公的サービス、住民の福祉活動(見守り、身寄りのない人の支援等)

地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた課題②

身近な圏域

市町村域

【ニーズ発見・把握の仕組みづくり】

【総合的な相談支援体制作り】

【生活支援体制の整備】

④

小地域ネットワーク
見守り活動
サロン活動
助け合い活動等
を通したニーズ発見・把握

民生委員・児童委員
各種サービス
専門機関、専門職等
を通したニーズ発見・把握

③

住民主体の活動拠点(なんでも相談)
地区社協、学区社協、校区福祉委員会
地区ボランティアセンター
市区町村社協の地区担当
地域包括支援センター
相談支援事業所
地域子育て支援拠点

①

生活困窮者自立支援事業の自立相談支援機関
多機関の協働による包括的支援体制構築事業の相談支援包括化推進員
基幹地域包括支援センター
基幹相談支援センター(障害)
第1層生活支援コーディネーター・協議体
成年後見制度利用促進
市民後見・法人後見の推進
日常生活自立支援事業

⑤

制度サービスの提供(介護保険サービス、障害福祉サービス、子育て支援、生活困窮者支援)

制度外の生活支援サービスの開発・提供(住民参加型在宅福祉サービス、食事サービス、移動サービス等)

住民主体の福祉活動の推進

地域福祉計画づくりへの参画

②

専門職が少ない地域等、都道府県域でのバックアップ体制整備が重要

小地域福祉活動計画

地域福祉活動計画づくり

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援

市町村における総合的な相談支援体制づくり